

## 令和7年旭市議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第1号）

令和7年2月26日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 第 7 議案の補足説明
  - 第 8 予算審査特別委員会設置
  - 第 9 予算審査特別委員会委員の選任
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 日程第 7 議案の補足説明
  - 日程第 8 予算審査特別委員会設置
  - 日程第 9 予算審査特別委員会委員の選任
- 

### 出席議員（18名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |

7 番 永 井 孝 佳  
 9 番 島 田 恒  
 1 2 番 林 晴 道  
 1 4 番 飯 嶋 正 利  
 1 6 番 伊 藤 房 代  
 1 8 番 景 山 岩三郎

8 番 井 田 孝  
 1 0 番 片 桐 文 夫  
 1 3 番 宮 内 保  
 1 5 番 宮 澤 芳 雄  
 1 7 番 向 後 悦 世  
 2 0 番 松 木 源太郎

---

#### 欠席議員（2名）

1 1 番 遠 藤 保 明

1 9 番 木 内 欽 市

---

#### 説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎  
 教 育 長 向 後 依 明  
 行政改革推進  
課 長 椎 名 実  
 企画政策課長 柴 栄 男  
 税 務 課 長 榎 澤 茂  
 環 境 課 長 高 根 浩 司  
 健 康 づ くり 長 飯 嶋 正 寛  
 課 子 育 て 支 援 長 八 馬 祥 子  
 商工観光課長 大八木 利 武  
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一  
 会 計 管 理 者 小 澤 隆  
 上下水道課長 多 田 一 徳  
 生涯学習課長 江波戸 政 和  
 監 査 委 員 長 杉 本 芳 正  
 事 務 局 長

副 市 長 飯 嶋 茂  
 秘書広報課長 寺 嶋 和 志  
 総 務 課 長 山 崎 剛 成  
 財 政 課 長 池 田 勝 紀  
 市民生活課長 齋 藤 邦 博  
 保険年金課長 高 野 久  
 社 会 福 祉 課 長 飯 嶋 一 男  
 副 課 高 齢 者 福 祉 長 椎 名 隆  
 農 水 産 課 長 伊 藤 弘 行  
 都市整備課長 飯 嶋 和 則  
 消 防 長 常世田 昌 也  
 教育総務課長 向 後 稔  
 スポーツ振興  
課 長 金 杉 高 春  
 農 業 委 員 会 長 戸 葉 正 和  
 事 務 局 長

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 黒 柳 雅 弘

---

開会 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

あらかじめご了解願います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解を頂きたいと思います。

ここで、議会を開会する前に、このたび、本市議会の遠藤保明副議長が出入国管理法違反の容疑で逮捕されましたことは大変遺憾であり、市民の皆様をはじめ多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを市議会を代表いたしまして深くおわび申し上げます。

本市議会といたしましては、市民の皆さんからの信用と信頼を失墜させた今回の事態を重く受け止めております。今後につきましては、早期に議会として取るべき対応を協議してまいりたいと考えております。市民の皆様には何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

## ◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより令和7年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

配付した議長報告事項により、ご了承いただきたいと思います。

---

### ◎日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、宮澤芳雄議員、16番、伊藤房代議員、以上の 2 議員を指名いたします。

---

### ◎日程第 4 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第 4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 24 日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 24 日間と決しました。

なお、配付した日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

### ◎日程第 5 議案上程

○議長（飯嶋正利） 日程第 5、議案上程。

議案第 1 号から議案第 33 号までの 33 議案を一括上程いたします。

議案第 1 号 令和 7 年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2 号 令和 7 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3 号 令和 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4 号 令和 7 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5 号 令和 7 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6 号 令和 7 年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7 号 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

- 議案第 8 号 令和 7 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 6 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第28号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて  
議案第30号 市道路線の認定、廃止及び変更について  
議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
議案第33号 専決処分の承認について（令和6年度旭市一般会計補正予算）

---

#### ◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和7年旭市議会第1回定例会を招集し、令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げさせていただきます前に、高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について申し上げます。

1月16日に市内養鶏場で、今シーズン初の高病原性鳥インフルエンザが確認されて以降、複数の養鶏場で相次ぎ発生したことから、この対応については、千葉県と自衛隊、市、関係機関が連携し、殺処分などの防疫措置を実施いたしました。

現在、感染状況は落ち着きを取り戻しておりますが、予断を許さない状況に変わりはなく、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るなど、発生の抑止を図り、健康と食の安全を確保するとともに、多額の損失が生じた養鶏農家等の経営安定や各種防疫対策への支援を行ってまいります。

それでは初めに、総合戦略・国土強靱化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをか

け、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであり、これらに継続して取り組むため、令和7年度から第3期の総合戦略をスタートさせます。

第3期総合戦略は、国土強靱化地域計画、さらには行政改革アクションプランとを一体化させた新たなまちづくりの指針であり、SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上〜」が実現し、市民が満足・安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいります。

国土強靱化地域計画については、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、災害に強いまちづくりを推進しておりますが、策定から10年目に入り、この間に発生した様々な災害を検証し、諸情勢の変化等に対応させた改訂版を策定するために、再度、脆弱性評価を実施し、施策や指標の見直し等を行っております。

今後も引き続き、第3期総合戦略・国土強靱化地域計画に基づき、地方創生と国土強靱化を2本の柱としたまちづくりを展開してまいります。

次に、重点プロジェクトのうち、令和7年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、旭ブランド創出プロジェクトであります。

初めに、海業の推進について申し上げます。

1月17日に開催した第2回旭市海業推進地域協議会では、国土交通省官民連携サポーターによる講演等を行い、自治体と民間事業者が連携して公共サービスを提供する仕組みについて理解を深めることができました。

今後は、漁港周辺の地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食、土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなどの取り組みにより、漁業者の所得の向上と地域全体の活性化を目指してまいります。

次に、園芸生産強化支援事業について申し上げます。

生産施設の整備や省力化機械の導入、AIなどを活用したスマート農業の取り組みに対し、千葉県と共に支援を行い、産地力の強化や農業の高収益化に取り組んでまいります。

新規就農総合支援事業については、国の補助制度に加え、市単独による補助事業を実施し、親元での就農者への支援や、市外からの新規就農者を積極的に受け入れるなど、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季を通じて様々なイベントが開催されております。春の袋公園桜まつり、夏の七夕市民まつり、秋のいいおかYOU・遊フェスティバル、冬のスターライト・ファンタジーなど、例年、多くの観光客に訪れていただいております。これらの地域の特性を生かしたイベントを継続して支援し、市の魅力を広くPRすることで、さらなる観光客の増加を目指してまいります。

次に、成田空港の活用について申し上げます。

今後予定されている成田空港のさらなる機能強化を見据え、成田空港活用協議会等と連携し、効果的な情報発信を通じて、産業振興やインバウンド観光の推進に取り組んでまいります。

次に、若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化について申し上げます。

事業者のデジタル化支援については、経営課題に合わせた事務の効率化や働き方改革に有効なデジタル技術を導入するための専門人材による伴走支援を行ってまいります。

地域女性デジタル人材育成の推進については、自営型テレワークでの就業を目指す女性に対し、デジタル化への必要な知識、能力を習得するための機会を提供するなど、女性のデジタル分野での就業支援に努めてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設または増設などの一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけではなく、既存企業の事業規模拡大や雇用確保についても支援してまいります。

二つ目は、こども・子育て応援プロジェクトであります。

初めに、学校給食費の無償化について申し上げます。

学校給食費については、子育て世帯の負担軽減を図るため、県補助金を活用した第3子以降の給食費無償化に加え、第1子及び第2子への支援を拡充し、令和7年4月からの完全無償化に向けて、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしたところです。

次に、出産・育児支援について申し上げます。

ファミリー・サポート・センター事業については、会員の募集を行うとともに、入会説明会や子育てのお手伝いをする提供会員向けの子育てサポート講習を開催しております。

今後も、多くの方が会員となり、利用していただけるように広く周知してまいります。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象とならない先進医療にかかる費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担を軽減してまいります。

次に、学校・地域いきいきライフプラン推進事業について申し上げます。

学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進に取り組んでまいります。

三つ目は、つながる地域づくりプロジェクトであります。

初めに、移住・定住の促進について申し上げます。

定住促進奨励金や若者世帯住宅取得奨励支援金の交付、移住に特化したサイトの運営や、昨年10月から、地域おこし協力隊を2名体制として移住サポートセンターを運営するなど、現在、様々な移住・定住支援策を展開しております。

今後は、これまで以上に移住希望者の印象に残り、本市の魅力が伝わる情報発信と、移住に際しての不安や要望に対応し、住みたい、住み続けたいと思える効果的な取り組みを進めてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

官民一体で取り組むロケ誘致やロケ支援を活用した本市のPRが評価され、観光庁などで選出するロケツーリズムアワードの地域大賞を2月20日に受賞しました。この受賞を弾みに、さらに官民で連携し、積極的に取り組むだけでなく、今後も本事業を多くの市民に周知し、ロケやPRにも関わっていただけるような取り組みを進めてまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

本事業では、地元根差した商品開発と効果的なPRを得意とする中間事業者を活用し、魅力的な返礼品の創出と、既存の返礼品の改良を積極的に推進してまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

デマンド交通については、令和6年度から医療機関を乗降場所とする場合の区域外運行を可能としたことで、利用者数も順調に伸びており、多くの方にご利用いただいております。

今後も、利用者などからのご意見を踏まえ、公共交通の利便性向上に取り組んでまいります。

四つ目は、“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクトであります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

がん検診事業については、がんの早期発見・早期治療につなげるため、40歳の方の胃がん検診とピロリ菌検査を無料とし、併せて受診勧奨を行い、がんによる死亡率の減少につなげてまいります。

感染症予防対策事業については、本年4月から、带状疱疹ワクチンが原則65歳を対象に定期接種となりますが、本市においては、定期接種に該当しない50歳以上の方へも接種費用の一部助成を継続し、発症の予防と経済的負担を軽減してまいります。

次に、地域医療体制整備事業について申し上げます。

小児科不足を解消し、市民が安心して子どもを育てられる環境づくりを推進するため、市内に小児科を開設または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し、開業費用の一部助成を行うことで、小児科の誘致に取り組んでまいります。

また、小児科医等からの診療の必要性や育児への助言を受けられるオンライン医療相談を導入し、子育て世代が安心して育児ができる環境を整備してまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、本年3月末に、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を予定しております。残りの区間につきましても、関係機関並びに関係地権者へのご理解、ご協力を賜りながら事業を進めてまいります。

次に、2050ゼロカーボンシティの推進について申し上げます。

近年、地球温暖化に起因する気候変動により、自然災害が頻発する中、本市としても、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指し、省エネルギー対策や自然環境保全の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、令和7年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

一つ目は、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりであります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

水田農業構造改革推進事業については、市内の水田の多くが強湿田であり、麦、大豆等の生産に不向きな土地であることから、国際情勢に左右されない飼料用米等への転換を強く推進してきました。これにより、地域の畜産農家と結びついた飼料用米の生産が行われるなど、耕畜連携の取り組みが広がってきたところです。

昨年からの主食用米の価格上昇の影響により、飼料用米等への取り組み面積の減少が見込まれますが、引き続き、飼料用米を中心とした戦略作物の定着を支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

地域おこし協力隊農水産業支援事業については、地域活性化と持続可能な産業を目指し、地域おこし協力隊を活用した農水産業への支援事業を新たに導入します。市外から意欲ある

人材を受け入れ、地域農業や水産業を支える担い手の確保と技術継承を図ることを目的として、地域おこし協力隊を募集します。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、地域商業活性化を図るため、市内の空き店舗等の利活用や、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤の強化を図るため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備を行ってまいります。

創業支援事業については、市内で創業・起業を目指す方のために、商工会や関係機関と連携し創業セミナーを開催するほか、経営支援セミナーなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

二つ目は、結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりであります。

初めに、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルは、10月に市内複数のスポーツ施設で開催いたします。家族や友人と一緒に、子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツなどの体験型メニューを予定しております。

パラ卓球ナショナルチーム合宿は、11月に受け入れを予定しており、世界トップクラスのパラアスリートを見ることができることから、スポーツへの関心が高まり、スポーツを始めるきっかけとなることを期待しております。

また、パラ卓球拠点事業は、日本パラ卓球協会から事業を引き継ぎ、総合体育館を拠点として、毎月、定期的に練習会を開催します。多くの人々が障害に対する理解を深め、障害のある人が卓球競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、社会参加が進むように取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

初めに、「こども家庭課」の設置について申し上げます。

母子保健業務と児童相談業務の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行うことを目的とし、新たにこども家庭課を創設するため、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしたところです。

中央第二保育所・ゆたか保育所の統合により、新たに設置される「ふたば保育所」については、1月末に建設工事が完了し、4月1日から保育が開始できるように準備を進めてまいります。

また、日の出保育所・とみうら保育所の再編については、保護者アンケートや検討会議により、再編後の場所についての意見を伺い、日の出保育所を活用することとなりました。

今後は、統合に向けて、日の出保育所の改修工事を進めてまいります。

産後ケア事業については、支援を必要とする全ての方が利用できる事業として対象者を拡大するとともに、現在の宿泊型、通所型に加えて、助産師等が自宅を訪問してケアをする訪問型を新たに開始し、産後も安心して子育てができるよう、支援の充実を図ってまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

干潟地域の小学校再編については、旭市立ひかた椿小学校の令和9年4月開校を目指し、引き続き、準備委員会で学校運営、通学方法及び校歌・校章などの具体的な内容について協議を行ってまいります。

また、統合校として活用する古城小学校の校舎及び屋内運動場の統合整備事業については、実施設計業務委託の成果を踏まえ、本年9月頃の発注を見込んでいます。

海上地域の小学校再編については、各小学校の地域検討会議において、それぞれ計5回の会議を開催した結果、統合に向けての意見書が提出されましたので、旭市学校再編基本方針に基づき、本年1月に代表者会議を設置し、学校再編の可否のほか、統合校の位置、開校時期、名称について調査、審議を進めていく予定であります。

今後も、保護者や地域の皆様と十分な連携を図り、学校再編の推進に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

旭市図書館については、令和3年1月に千葉県と県立東部図書館の移譲に係る覚書を交わし、同年7月から東部図書館内で市の図書館を運営しております。令和11年の新県立図書館開館に合わせて東部図書館を引き継ぎ、魅力ある新たな市の図書館としての活用に向け検討を進めてまいります。

三つ目は、ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくりであります。

初めに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会やぼるぼろなどを通じて、本市の知名度アップや都市住民等との交流を深めてまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、国道126号から県道銚子旭線までの道路用地についてご理解、ご協力いただけたことから、令和7年度中の早期完成に向けて事業を進めてまいります。

谷丁場遊正線整備事業については、千葉県により進められている銚子連絡道路三期事業と併せて、市においても、インターチェンジに接続する都市計画道路谷丁場遊正線を延伸整備するため、測量及び設計を進めてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、旭市水道事業ビジョンに基づき、基幹管路及び基幹施設の耐震化を進めるとともに、経営基盤を強化し、安全・安心な水道水を供給してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園は、市民が自然と触れ合い、生活に潤いと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、災害時には避難場所や広域防災拠点となるため、安全・安心な地域づくりに資するよう、適切な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

都市計画については、将来にわたり秩序ある良好な住環境を保全し、災害に強い一体の都市として均衡ある発展を推進するため、都市計画区域を市全域に拡大する見直しに着手しております。

今後は、国や千葉県との協議を進め、令和8年度の都市計画決定を目指してまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の計画的な耐震化と適正な維持管理を通じて、災害に強く、快適で暮らしやすい居住環境の維持に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地区の排水整備を令和7年度末の事業完了に向けて進めるとともに、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の2地区についても、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上や個人住宅のリフォームに対する工事を通じ、地域経済の活性化を促し、波及効果が図れるよう、引き続き取り組んでまいります。

空き家対策の推進については、現在策定を進めている第2期旭市空家等対策計画により、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に適正管理や除却を促すとともに、宅地建物取引業協会の協力を得て実施する無料相談会を通して、空家・空地バンクへの登録や各種補

助金を紹介するなど、より一層の効果的な取り組みを実施してまいります。

四つ目は、将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくりであります。

初めに、地域包括ケアシステムの推進について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、高齢化により増加する認知症の人やその家族への支援を行ってまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、引き続き、必要な方が必要なサービスを受けられる体制を確保するとともに、それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海岸減災林については、東日本大震災後に策定した旭市復興計画に基づき、平成27年3月に飯岡地域で試験植樹を実施いたしました。その植樹から間もなく10年が経過することから、生育状況を踏まえ、本年4月に新たに減災林として植樹を行い、引き続き安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

防災行政無線等整備事業については、令和5年度から屋外スピーカーの高性能化や戸別受信機の更新を行ってまいりましたが、令和7年度に全ての改修が終了いたします。

また、聴覚に障害のある人に対しては、文字で表示される戸別受信機を配付し、誰一人として取り残されることがないような情報伝達機能の向上を図ります。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、建設工事はおおむね完了し、現在、各種法定検査を行っております。建物は、4月1日から業務を開始できるように準備を進めてまいります。

消防施設整備事業については、新たに三川ふれあい公園敷地内へ地下型耐震性貯水槽を設置し、火災発生時の迅速な消火体制を確保いたします。

消防車両整備事業については、老朽化し、機能低下した消防署配備の救助工作車並びに干潟地域の消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新し、消防・防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、成年年齢の引下げや悪質な詐欺商法など、多様化する消費者

トラブル等に対応するため、消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。また、消費生活被害を未然に防ぐため、広報紙等による啓発活動のほか、消費生活サポーターとの連携による幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

ごみの減量化推進事業については、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、今後も、市民や事業者の皆様によるごみ減量化や3Rの取り組みを支援してまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

本市の行政改革は、全庁的な取り組みにより、収納率の向上と滞納額の縮減、経費の削減、職員数の適正化など、一定の成果を上げているところであります。

今後は、新たな第5次アクションプランを指針に、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

自治体DXについては、国の自治体DX推進計画の方針を踏まえながら、第3期総合戦略をはじめとした各種計画を下支えする分野横断的な市の取り組み方針として、市民、産業、行政の三つの視点から、DXを推進するための計画策定を進めてまいります。

公共施設については、旭市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、市民のニーズや社会情勢の変化を把握しながら、更新、統廃合等により最適な配置を進めていくとともに、機能停止等の未然防止や更新費用の平準化を図るため、予防保全と長寿命化に取り組んでまいります。

また、未利用市有財産については、売却処分を進め、管理経費の削減と財源の確保を図ってまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえて国が実施する事業のうち、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付と、それらの世帯のうち、18歳以下の子どもの扶養している世帯に対し、子ども1人当たり2万円の住民税非課税世帯物価高騰対策給付金を給付します。

また、本給付金を受けた世帯を除く世帯に対しては、家計応援のための商品券の配付を予定しております。

次に、令和7年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和6年度も引

き続き健全な財政状況を維持しております。

令和7年度の歳入は、最低賃金引上げなどの賃金上昇による所得の増加により市税の増収が期待できるものの、長引く物価上昇や世界情勢などが景気を下押しする可能性があることから、先の見通しは不透明であり、依然として予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新にかかる支出が避けられない中、エネルギー価格や労務単価の高騰、物価高などによる経常経費の上昇が想定されることから、以前にも増して財政負担が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえ、令和7年度には新たに第3期旭市総合戦略がスタートするとともに、新市誕生から20周年を迎える節目の年となります。この機会をまちづくりの新たな目標に向かって躍進する好機と捉え、「チーム旭でまちづくり」の理念の下、全職員がワンチームとなって旭市全体の機運を高め、様々な事業を展開していくための予算編成方針としたところです。

この予算編成方針に基づき、新しい将来都市像である「みんなで創る未来ず〜っと大好きなまち旭」を実現させ、本市のさらなる発展と、将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、一般会計の予算を342億円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で193億4,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で31億9,031万1,000円となり、市全体の当初予算の規模を567億3,531万1,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和7年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ342億円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に78億9,586万円、10款地方交付税に93億5,000万円、14款国庫支出金に46億3,261万円、15款県支出金に25億6,020万3,000円、21款市債に27億1,520万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に45億3,665万5,000円、3款民生費に117億4,123万8,000円、4款衛生費に44億513万4,000円、6款農林水産業費に11億3,466万9,000円、8款土木費に26億7,871万7,000円、9款消防費に21億3,739万8,000円、10款教育費に34億3,315万8,000円、12款公債費に33億662万9,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和7年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、

予算規模を歳入歳出それぞれ43億8,000万円とするものです。

議案第3号は、令和7年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ、事業勘定で80億1,200万円、施設勘定で8,300万円とするものであります。

議案第4号は、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ8億8,300万円とするものであります。

議案第5号は、令和7年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ59億8,700万円とするものであります。

議案第6号は、令和7年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を16億6,822万3,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を5億9,182万1,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を9,089万1,000円と予定いたしました。

議案第9号は、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ5億5,900万円を追加し、予算の総額を353億9,300万円とするものであります。

議案第10号は、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ2億3,700万円を追加し、予算の総額を57億4,300万円とするものであります。

議案第11号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、令和7年6月1日から刑法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、一括して関係する条例の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市犯罪被害者等支援条例の制定についてでありまして、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第13号は、旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてでありまして、学校給食法の規定に基づき、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関して必要な事項を定め、また、市内小・中学校の児童・生徒における学校給食費の無償化の実現を図ることで子育て世帯の経済的負担を軽減するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、法

改正による児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営することも家庭センターを設置するため、令和7年4月1日付でこども家庭課を新設するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、一般職の常勤職員の給与改定を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、井戸野児童遊園、広原仲児童遊園、並木町児童遊園を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護認定審査会委員の定数に関する所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号は、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、事業者に対する奨励措置のうち、土地に対する固定資産税の課税免除の対象要件の見直しに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した西野住宅、池の端住宅の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、経営体育成基盤整備事業豊和地区内の4路線を認定、5路線を廃止、1路線を変更、開発行為による1路線を認定、道路整備による1路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号及び議案第32号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和7年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、佐瀬史恵氏及び伊東秀貴氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第33号は、専決処分の承認についてでありまして、閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえて、国が実施する物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るための給付金を給付することについて、速やかに行う必要があることから専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

さて、先ほども申し上げましたが、本年7月1日には、新市誕生から20周年を迎えます。これを祝す記念式典を11月1日に東総文化会館において挙行することといたしました。式典には、多岐にわたる分野で本市にご功績をいただいた方々をお招きしたいと考えております。

また、新たな未来に向かって飛躍・発展する契機と捉え、市全体で機運の醸成を図るため、年間を通して様々な20周年記念事業を開催いたします。

さらには、記念の年を市内外に広く周知し、情報発信に活用するロゴマークやキャッチフレーズについても決定いたしました。

今後、市の封筒や各イベントのチラシ、ポスターなどに掲載し、旭市のPRに結びつけてまいります。

歴史を振り返り、旭市に引き継がれる優れた特性を生かしながら、これまでの20年とこれからの未来をつなぎ、旭市の礎を築く年と位置づけ、市民の皆様と共に、チーム旭で一丸となって取り組んでまいる所存であります。皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要と共に、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明

○議長（飯嶋正利） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和7年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を342億円と定めるもので、対前年度17億2,000万円、5.3%の増となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から一番下の統合小学校大規模改造工事まで13項目ございまして、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

一番下の計になります。総額として、27億1,520万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

ここからは一般会計予算に関する説明書に沿って説明いたします。

初めに、15ページをお願いいたします。

歳入になります。予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は32億2,800万9,000円、対前年度比12.8%の増を見込みました。増の要因は、令和6年度に定額減税があったことによるものです。

2目法人市民税は3億5,649万9,000円、対前年度比0.4%の増を見込みました。

2項1目固定資産税は32億2,126万8,000円、対前年度比2.7%の増を見込みました。

16ページをお願いいたします。中段、やや上のほうになります。

3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は1,554万円、対前年度比38.9%の増を見込みました。

2目種別割は2億4,844万9,000円、対前年度比1.8%の増を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億5,042万円、対前年度比2.8%の減を見込みました。

17ページをお願いいたします。中段、やや下になります。

2 款地方譲与税です。この2 款地方譲与税から11 款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して予算を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

一番下になります。

2 款 2 項 1 目自動車重量譲与税は2 億5,200 万円、対前年度比6.3%の減を見込みました。

19ページをお願いします。中段、やや下になります。

7 款地方消費税交付金は17億8,700 万円、対前年度比19.6%の増を見込みました。

20ページをお願いします。

一番上、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は5,000 万円、対前年度比83.8%の減を見込みました。減の主な要因は、定額減税による減収分の補填がなくなったことによるものです。

10 款地方交付税は93億5,000 万円、対前年度比1.6%の増を見込みました。内訳については、説明欄 1、普通交付税は地方財政計画の伸びなどから82億7,000 万円、対前年度 1 億2,000 万円の増を見込み、説明欄 2、特別交付税は10億8,000 万円、対前年度3,000 万円の増を見込みました。

続いて、一番下、12 款分担金及び負担金です。

21ページをお願いします。上のほうになります。

1 項 3 目教育費負担金は3,582 万3,000 円で、対前年度比74.7%の減となっております。減の主な要因は、左右中ほど、3 節保健体育費負担金の右側、説明欄 1、学校給食費負担金において、令和 7 年度から学校給食費完全無償化を実施することに伴う減によるものです。

23ページをお願いします。一番下になります。

14 款国庫支出金です。

1 項 1 目民生費国庫負担金は29億3,565 万6,000 円で、対前年度比19.0%の増となっております。

次のページをお願いします。中段の左右中ほどになります。

増の主な要因は、3 節児童福祉費国庫負担金の右、説明欄 3、児童手当負担金の増などによるものです。

25ページをお願いします。

一番上、2 項 1 目総務費国庫補助金です。

左から 4 列目、比較の欄の対前年度比が1,000%を超える大幅な増であることから、記載

については「増」のみの記載となっております、予算額で対前年度3億6,454万8,000円の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄4、デジタル基盤改革支援補助金における自治体情報システムの標準化に伴う増などによるものです。

2目民生費国庫補助金は8億2,470万9,000円で、対前年度比13.9%の増となっております。増の要因は、左右中ほど、2節児童福祉費国庫補助金の右側、説明欄3、子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

26ページをお願いします。一番下になります。

5目教育費国庫補助金は2億712万2,000円で、対前年度比542.4%の増となっております。

次のページをお願いします。一番上の左右中ほどになります。

増の主な要因は、2節小学校費国庫補助金の右側、説明欄1、学校施設環境改善交付金の増などによるものです。

28ページをお願いします。上のほうになります。

15款県支出金です。

29ページをお願いします。下のほうになります。

2項2目民生費県補助金は5億3,974万5,000円で、対前年度比79.3%の増となっております。

次のページをお願いします。上のほう左右中ほどになります。

増の主な要因は、2節老人福祉費県補助金の右側、説明欄4、介護施設等整備事業交付金の増などによるものです。

31ページをお願いします。中段、やや下になります。

4目農林水産業費県補助金は3億3,543万8,000円で、対前年度比38.3%の増となっております。増の主な要因は、1節農業費県補助金の説明欄5、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の増などによるものです。

33ページをお願いします。中段、やや上になります。

8目教育費県補助金は1億8,710万8,000円で、対前年度比571.9%の増となっております。増の主な要因は、左右中ほど、1節教育総務費県補助金の右側、説明欄1、公立学校情報機器整備事業費補助金における小・中学校の児童・生徒のタブレット端末購入に伴う増などによるものです。

続いて、下のほうになります。

3項1目総務費委託金は1億8,286万6,000円で、対前年度比27.7%の増となっております。

増の主な要因は、一番下、4節選挙費委託金の右、説明欄1、参議院議員選挙費委託金の増や、次のページになります。一番上になります。5節統計調査費委託金の右、説明欄3、国勢調査費委託金の増などによるものです。

36ページをお願いします。

16款財産収入です。

一番上、2項1目不動産売払収入は1,109万7,000円で、対前年度比86.0%の減となっております。これは、一番上、説明欄1、土地売払収入の減によるものです。

続いて、中段の17款寄附金です。

1項1目総務費寄附金は5億500万円で、対前年度比142.8%の増となっております。これは、説明欄1、ふるさと応援寄附金の増などによるものです。

続いて、18款繰入金です。

37ページをお願いします。

基金からの繰入金について、主なものを申し上げます。

一番上、2項1目財政調整基金繰入金は13億5,000万円、対前年度6億800万円の増で計上しております。

2目公共施設等整備基金繰入金は1,930万円、対前年度8,670万円の減で計上しております。

3目災害復興基金繰入金は8,066万1,000円、対前年度3,091万2,000円の減で計上しております。

4目地域振興基金繰入金は1億4,507万3,000円、対前年度929万5,000円の増で計上しております。

5目ふるさと応援基金繰入金は2億4,000万円、対前年度4,000万円の増で計上しております。

続いて、一番下になります。

19款繰越金です。

1項1目繰越金は5億円で、対前年度比16.7%の減となっております。

41ページをお願いします。

21款市債です。

1項2目民生債は1億8,760万円で、対前年度比71.3%の減となっております。これは、2節児童福祉債において、ふたば保育所の整備完了に伴い、児童福祉施設整備事業債がなくなったことによる減などによるものです。

3目衛生債は2億7,290万円で、対前年度比45.6%の増となっております。これは、1節保健衛生債の説明欄2、火葬場整備事業債の増などによるものです。

4目農林水産業債は5,390万円で、対前年度比106.5%の増となっております。これは、1節農業債の説明欄4、農業水利施設改修事業債の増などによるものです。

一番下になります。

5目土木債は9億2,760万円で、対前年度比38.9%の減となっております。これは、1節道路橋梁債の説明欄7、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債の減などによるものです。

42ページをお願いいたします。

6目消防債は9億6,080万円で、対前年度比30.9%の減となっております。これは、東部分署の整備完了に伴い、消防施設建設事業債がなくなったことなどによるものです。

7目教育債は2億9,270万円で、対前年度比64.5%の増となっております。これは、主に1節小学校債の説明欄2、小学校大規模改造事業債におけるひかた椿小学校の大規模改造工事に伴う増などによるものです。

一番下の計の一つ上、臨時財政対策債は、国の地方財政計画におきまして制度創設以来の新規発行ゼロとなったことから、ゼロとしたものです。

市債の合計は27億1,520万円で、対前年度13億4,400万円、33.1%の減となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

44ページをお願いします。

1款1項1目議会費は対前年度比0.3%の増で、2億2,106万4,000円を計上しました。

次に、2款総務費です。

少し飛びまして、60ページをお願いします。中段になります。

2款1項総務管理費、5目会計管理費は1,477万3,000円で、対前年度比236.4%の増となっております。増の要因は、説明欄1、会計管理事務費において、令和7年度から市からの振込に手数料が発生することによるものです。

62ページをお願いします。中段、やや上になります。

7目企画費は9億4,044万9,000円で、対前年度比91.5%の増となっております。

次のページをお願いいたします。下のほう、右側になります。

増の主な要因は、説明欄4、ふるさと応援寄附推進事業や、65ページをお願いします。一番右下になります。説明欄の7、ふるさと応援基金積立金の増などによるものです。

66ページをお願いいたします。

8目電子計算費は6億683万円で、対前年度比80.2%の増となっております。増の主な要因は、右側の中段、説明欄2、電算システム運用事業における自治体情報システムの標準化に伴う増によるものです。

少し飛びまして、73ページをお願いします。中段、やや上になります。

11目諸費は4,883万6,000円で、対前年度比43.4%の増となっております。

次のページをお願いします。一番上になります。

増の主な要因は、右側の説明欄2、新規事業の旭市20周年記念事業の増などによるものです。

また少し飛びまして、84ページをお願いします。下のほうになります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費4,273万3,000円と、次のページをお願いします。一番下になります。3目市長選挙費3,043万3,000円、87ページをお願いします。中段になります。4目市議会議員選挙費5,258万7,000円、これらは令和7年度に執行予定の選挙に係る経費を計上したものです。

90ページをお願いします。中段、やや上になります。

5項統計調査費、2目委託統計調査費は3,728万8,000円で、対前年度比411.7%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄2、5年に1度の国勢調査費の増などによるものです。

次に、3款民生費です。

また少し飛びまして、111ページをお願いします。中段、やや下になります。

3款2項老人福祉費、3目生活支援費は2億5,306万8,000円で、対前年度比787.1%の増となっております。

113ページをお願いします。中段右側になります。

増の主な要因は、説明欄9、新規事業の地域密着型サービス拠点等整備事業の増などによるものです。

114ページをお願いいたします。中段になります。

3項1目児童福祉総務費は14億8,224万1,000円で、対前年度比11.3%の増となっております。

116ページをお願いします。一番下、右側になります。

増の主な要因は、説明欄7、認定こども園等施設型給付事業の増などによるものです。

少し飛びまして、125ページをお願いします。

3 目児童措置費は12億9,759万9,000円で、対前年度比36.5%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄 1、児童手当給付事業の増によるもので、令和 6 年10月支給分から所得制限の撤廃など、制度が拡充されたことに伴う増です。

126ページをお願いします。一番下になります。

6 目保育所費は22億7,678万6,000円で、対前年度比14.6%の減となっております。

130ページをお願いします。中段やや下、右側になります。

減の主な要因は、説明欄 7、保育所統合整備事業におけるふたば保育所の整備完了に伴う減などによるものです。

次に、4 款衛生費です。

136ページをお願いします。

1 項 1 目保健衛生総務費は25億7,555万3,000円で、対前年度比1.5%の増となっております。

次のページをお願いします。中段、やや上になります。

増の主な要因は、説明欄 4、新規事業の地域医療体制整備事業の増などによるものです。

また飛びまして、151ページをお願いします。中段、やや下になります。

4 目環境衛生費は10億7,498万5,000円で、対前年度比9.7%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄 2、環境衛生事務費における広域ごみ処理に係る匝瑳中継施設の解体に係る東総広域の負担金の増や、156ページをお願いします。上のほうになります。説明欄 9、火葬場運営事業における空調設備の更新などの長寿命化工事に伴う増などによるものです。

次に、5 款労働費です。

164ページをお願いします。

1 項 1 目労働諸費は672万3,000円で、対前年度比143.0%の増となっております。増の主な要因は、右側の一番下、説明欄 3、新規事業の地域女性デジタル人材育成推進事業の増などによるものです。

169ページをお願いします。

次に、6 款農林水産業費になります。

下になります。

6 款 1 項農業費、2 目農業総務費は 2 億485万8,000円で、対前年度比8.8%の増となって

おります。

171ページをお願いします。中段右側になります。

増の主な要因は、説明欄4、道の駅季楽里あさひ管理費と、次のページをお願いします。  
一番上、右側の説明欄5、道の駅整備基金積立金について、事務の所管替えに伴い、2款総務費から移行したことなどによるものです。

次の3目農業振興費は3億8,764万4,000円で、対前年度比23.8%の増となっております。

174ページをお願いします。中段右側になります。

増の主な要因は、説明欄7、園芸生産強化支援事業の増などによるものです。

177ページをお願いします。中段になります。

4目畜産振興費は6,111万8,000円で、対前年度比23.3%の増となっております。

次のページをお願いします。上のほうになります。

増の主な要因は、右側、説明欄4、県産飼料自給体制整備事業の増などによるものです。

183ページをお願いします。中段、やや下になります。

3項1目水産業総務費は1億2,711万8,000円で、対前年度比210.7%の増となっております。

185ページをお願いします。中段右側になります。

増の主な要因は、説明欄7、漁業振興基金積立金の増などによるものです。

次に、7款商工費です。

192ページをお願いします。下のほうになります。

7款1項3目観光費は1億3,975万4,000円で、対前年度比14.2%の減となっております。

194ページをお願いします。上のほう右側になります。

減の主な要因は、説明欄3、観光施設管理費における観光遊歩道の整備や長熊釣堀センターのトイレ改修などの終了に伴う減などによるものです。

次に、8款土木費です。

ちょっと飛びまして、204ページをお願いします。一番下になります。

2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は11億5,434万3,000円で、対前年度比30.9%の減となっております。

206ページをお願いします。中段やや下、右側になります。

減の主な要因は、説明欄5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の減や、南堀之内バイパス整備事業がなくなったことによる減などによるものです。

208ページをお願いします。中段になります。

3項1目都市計画総務費は1億9,961万2,000円で、対前年度比67.6%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄2、都市計画見直し業務の最終年度となる都市計画総務事務費の増によるものです。

213ページをお願いします。下のほうになります。

4項1目住宅管理費は1億914万6,000円で、対前年度比42.3%の減となっております。

215ページをお願いします。下のほう、右側になります。

減の主な要因は、説明欄4、市営住宅改修事業における双葉団地Aの改修工事完了に伴う減などになります。

次に、9款消防費です。

220ページをお願いします。

1項1日常備消防費は14億6,747万4,000円で、対前年度比22.0%の減となっております。

222ページをお願いします。中段右側になります。

説明欄4、消防車両整備事業における救助工作車の更新に伴う増や、その下、説明欄5、消防広域化・共同化基盤整備事業における消防救急デジタル無線機器更新に伴う増などがございますが、減の要因は、東部分署の整備完了に伴い、消防庁舎整備事業がなくなったことによるものです。

次に、10款教育費です。

230ページをお願いします。下のほうになります。

1項2目事務局費は7億808万9,000円で、対前年度比96.7%の増となっております。

236ページをお願いします。右側、中段やや上のほうになります。

増の主な要因は、説明欄11、教育の情報化推進事業における小・中学校の児童・生徒のタブレット端末の更新に伴う増などによるものです。

238ページをお願いします。中段、やや下になります。

2項1目学校管理費は7億2,520万4,000円で、対前年度比111.0%の増となっております。

241ページをお願いします。下のほう、右側になります。

増の主な要因は、説明欄4、ひかた椿小学校の大規模改造工事を計上した新規事業、小学校統合整備事業の増などによるものです。

242ページをお願いします。

2目教育振興費は1億5,062万円で、対前年度比17.9%の減となっております。減の主な

要因は、右側、説明欄 1、小学校教育振興費において、令和 6 年度に 4 年に 1 度の教育用の指導書や教科書の購入があったことによる減などによるものです。

247ページをお願いします。下のほうになります。

3 項、中学校費、2 目教育振興費は 1 億 4,127 万 7,000 円で、対前年度比 13.3% の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄 1、中学校教育振興費において、4 年に 1 度の教員用の指導書や教科書の購入があることに伴う増などによるものです。

また少し飛びまして、264ページをお願いします。

4 項社会教育費、6 目公民館費は 1 億 5,900 万 8,000 円で、対前年度比 40.8% の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄 2、海上公民館管理費におけるホールの空調設備の更新工事に伴う増などによるものです。

269ページをお願いします。中段になります。

8 目ユートピアセンター費は 3,962 万 5,000 円で、対前年度比 62.4% の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄 2、いいおかユートピアセンター管理費における施設の長寿命化に係る空調設備改修工事の完了に伴う減によるものです。

271ページをお願いします。中段になります。

9 目大原幽学記念館費は 1 億 714 万 1,000 円で、対前年度比 23.7% の減となっております。

273ページをお願いします。下のほう、右側になります。

減の主な要因は、説明欄 4、大原幽学遺跡史跡公園管理費における旧林家の防災施設整備工事の完了に伴う減によるものです。

次に、12 款公債費です。

またちょっと飛びまして、290ページをお願いします。

1 項 1 目元金は 31 億 7,026 万円で、対前年度比 2.2% の減、2 目利子は 1 億 3,636 万 9,000 円で、対前年度比 25.4% の増となっております。

次に、13 款諸支出金です。

292ページをお願いします。中段になります。

2 項 1 目水道事業公営企業費は 1 億 3,860 万円で、対前年度比 3.2% の減となっております。

次に、14 款の予備費です。

294ページをお願いします。

予備費は、前年度と同額の 5,000 万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

295ページをお願いします。

ここからは給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

一番下の比較の欄になります。左側、職員数は前年度と比べてその他の特別職が294人の増となり、合計金額は、右側、291万1,000円の増となっております。

296ページをお願いします。

続いて、2、一般職のうち、(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。

次の297ページをお願いします。上の表になります。

こちらは、一般職のうち、ア、会計年度任用職員以外の職員の表になります。

会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側、47億7,508万7,000円で、前年度との比較では、右下のほうになります。2億3,914万9,000円の増となっております。

298ページをお願いします。上の表になります。

イ、会計年度任用職員の表となっております。左側、職員数は会計年度任用職員の数で、会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側、12億982万2,000円で、前年度との比較では、右下のほうになります。1億8,696万6,000円の増となっております。

次のページ、299ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細以降、その他の内容につきましては、記載のとおりでございます。

303ページをお願いします。

ここからは債務負担行為に関する調書で、前年度までに設定したものも含め、令和7年度以降の支出予定額等を記載したものです。

306ページをお願いします。

この表は、地方債の令和7年度末における現在高の見込みに関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和5年度末の現在高が274億3,048万1,000円、その右が令和6年度末の現在高見込額で289億3,074万4,000円、その右が令和7年度中の起債見込額で、こちらは令和7年度の市債の予算額となりまして27億1,520万円、その右が令和7年度中の元金償還見込額で、こちらは令和7年度の公債費の元金償還の予算額となりまして31億7,026万円、一番右が令和7年度末の現在高見込額で284億7,568万4,000円となっております。

続きまして、当初予算の概要について説明いたしますので、タブレットの当初予算の概要をお開きいただきたいと思います。

こちらは、令和7年度当初予算に係る補足資料になります。

まず予算編成方針と予算の規模としまして、2ページをお願いします。

こちらが予算編成方針になります。

続いて、3ページをお願いします。

こちらが予算の規模で、市全体の会計の前年度との比較の表となっております。

4ページをお願いします。

ここからは一般会計の当初予算の概要になります。

5ページをお願いします。

まず収入になります。ページ左側が主な収入科目の予算の内容をまとめたもの、ページの右側が款ごとの前年度予算額との比較表となっております。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。こちらは目的別になります。歳入と同じく、ページ左側が主な目的別の予算の内容をまとめたもの、ページの右側は目的別ごとの前年度予算額との比較表となっております。

7ページをお願いします。

続いて、歳出の性質別になります。ページ左側が主な性質別の予算の内容をまとめたもの、ページの右側が性質別ごとの前年度予算額との比較表となっております。

8ページをお願いします。

ここからは令和7年度一般会計予算の主要事業になります。こちらは主要事業の一覧となっております。

表の部分ですが、左から本資料における掲載ページ、主要事業の通し番号、事業名、総合戦略の基本目標の位置づけ、一番右が担当課となっております。右側の一番下、学校給食費の完全無償化を含む全部で37事業を主要事業として本資料に掲載しております。

9ページをお願いします。

ここからは主要事業の個表になります。一つのページに原則上下で2事業を掲載しております。一つの事業につき、上から主要事業の通し番号、事業名、予算書のページ番号、科目、担当課、SDGsのアイコン、予算額として事業費と財源内訳、その下になりますが、事業の概要と本年度の事業内容という構成となっております。

ちょっと飛びまして、20ページをご覧いただきたいと思います。

事業によりましては、こちらのページのように、上段に個表、下段や次のページに図面などの参考資料を添付しているものがございます。

30ページをご覧いただきたいと思います。

下段に学校給食費の完全無償化がございます。こちらは事業ではなく、歳入の負担金の減であることから、個表の色を他の事業とは違う色としておりまして、予算額の欄は事業費や財源内訳ではなく、負担軽減額を表示しております。

当初予算の概要については以上になります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号、令和7年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億8,000万円と定めるものです。

少し飛びます。9ページをお願いいたします。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入19億6,000万円を計上しました。これは病院事業債の元利償還金分として、旭中央病院からのものになります。

2款市債として、病院債24億2,000万円を計上しました。これは旭中央病院が行う医師宿舍の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものになります。

10ページをお願いします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として24億2,000万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金17億333万4,000円及び2目利子2億5,666万6,000円、合わせて19億6,000万円を計上しました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

11ページをお願いします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和7年度末の病院債現在高は、表の一番右側にな

りますが、180億2,967万7,000円と見込んでおります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

会議は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第3号及び議案第4号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号、令和7年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ事業勘定80億1,200万円、施設勘定8,300万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

2ページから12ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、13ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、社会保険適用拡大等により、被保険者数は減少する見通しであるものの、課税限度額の引上げと収納率の向上による税収増を見込みました。

なお、不足する財源については、財政調整基金繰入金を充てて予算編成をいたしました。

それでは、13ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、計の欄で15億4,664万7,000円、前年度と比較して1.2%の増と見込みました。増の要因は、税制改正による課税限度額の引上げと収納率の向上を見込んだことによるものです。

14ページをお願いいたします。

下段、5 款県支出金は56億6,246万9,000円、1.7%の増を見込みました。内訳は説明欄 1、保険給付費等普通交付金54億7,413万1,000円及び説明欄 2、保険給付費等特別交付金 1 億 8,833万8,000円となります。増の要因は、1 人当たりの医療費の増加に伴い、保険給付費等普通交付金が増加したことと、旭中央病院の施設整備等により保険給付費等特別交付金が増加したことによるものです。

次のページに移りまして、15ページ上段、6 款財産収入は122万6,000円で、大幅な増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、全て法定の繰入金でありまして、計の欄 4 億6,665万 4,000円、3.6%の減を見込みました。減の要因は、1 節の保険基盤安定繰入金が減少したことによるものです。

16ページをお願いいたします。

続いて、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、不足する財源を補填するため 3 億1,300万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから、1 人当たりの医療費が年々増加傾向であるため、予算総額で対前年度比0.4%の増を見込みました。

なお、令和 7 年度の被保険者数を対前年度から866人減の 1 万5,062人、1 人当たりの医療費を対前年度から 1 万8,813円増の30万9,423円と見込んでおります。

それでは、18ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は4,570万4,000円、前年度と比較して36.2%の増を見込みました。増の要因は、これまで 2 項 1 目賦課徴収費で計上していました国保システムに係る委託料及び賃借料を本科目へ移行したことによるものです。

20ページをお願いいたします。

下段の 2 款 1 項療養諸費は、次のページに移りまして、21ページ、計の欄で47億2,768万 9,000円、0.8%の増を見込みました。増の要因は、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから 1 人当たりの医療費が増加傾向であるため、総額で増となりました。

その下、2項高額療養費は、次のページに移りまして、22ページ、計の欄で7億4,864万9,000円、1.5%の増を見込みました。

その二つ下、4項1目出産育児一時金は2,401万1,000円、12.7%の減を見込みました。減の要因は、支給対象者の減少によるものです。

23ページをお願いいたします。

中段、3款保険事業費納付金は、計の欄で22億3,377万円、3.3%の減を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。

24ページをお願いいたします。

4款1項1目保健事業費は8,858万4,000円、2.6%の増を見込みました。主なものは、説明欄1、特定健康診査等事業5,422万8,000円及び25ページに移りまして、説明欄3、短期人間ドック事業2,470万円などとなっております。増の主な要因は、今回新たに脳ドックの助成を開始することによるものです。

26ページをお願いいたします。

下段、5款1項1目財政調整基金積立金は122万6,000円、大幅な増と見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増加によるものでございます。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。

中段、7款3項1目直営診療施設補助金は8,630万円、316.9%の増を見込みました。この補助金は旭中央病院の運営や各事業に対し県から交付され、支出するものです。増の要因は、旭中央病院の電子カルテなど施設整備等に係る補助金の増によるものです。

4項1目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものです。

下段、8款予備費は3,000万円、前年度と同額を見込みました。

続いて、30ページをお願いいたします。

30ページから31ページは給与費明細書となります。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、感染症の減少に伴い、患者数も減少を見込みました。

なお、不足する財源は財政調整基金繰入金を充てて予算編成をいたしました。

37ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款1項外来収入は、計の欄で4,314万1,000円、前年度と比較して13%の減を見込みまし

た。減の要因は、感染症の減少等により患者数が減少するものと見込んだことによるものです。

続いて、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで605万9,000円、30.7%の増を見込みました。増の要因は、带状疱疹ワクチンの予防接種の増加を見込んだことによるものです。

38ページをお願いいたします。

下段、3款1項1目利子及び配当金は9万円、前年度と比較して800%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

39ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金は740万円、前年度と同額を見込みました。

2項基金繰入金は、診療収入の不足分を補填するため、2,200万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。歳出では、患者数の減に伴い、医薬品衛生材料費等の減少を見込みました。

なお、令和7年度の患者数を対前年度から195人減の5,116人、1人当たりの診療収入を対前年度から591円減の9,617円と見込んでいます。

41ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は5,177万7,000円、前年度と比較して1.1%の増を見込みました。増の要因は、説明欄1、診療所関係職員給与費や説明欄2、診療所総務事務費に計上した人件費の増加によるものです。

少し飛びまして、44ページをお願いいたします。

中段、2款1項医業費は、次のページに移りまして、45ページ、計の欄で2,890万4,000円、5.7%の減を見込みました。医業費については、主に医薬品やワクチンなどの医薬品衛生材料費で、その他に医療用の機械器具費等を見込んでおります。減の要因は、患者数の減少に伴い医薬品衛生材料費も減を見込んだことによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

6款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

47ページをお願いいたします。47ページから52ページは給与費明細書となります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第4号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,300万円と定めるものでございます。

2ページから8ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありまして、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、9ページ以降でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、後期高齢者医療に加入する方の長寿命化傾向による被保険者数の増加や保険料率の改定による保険料の増を見込んで予算編成をいたしました。

それでは、9ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は6億4,664万6,000円、前年度と比較して2.3%の増を見込みました。増の要因は、被保険者の増加と保険料率の改定に係る経過措置の終了によるものでございます。

なお、保険料率は均等割額が4万3,800円、所得割率が9.11%、賦課限度額は80万円となっております。

2款1項1目一般会計繰入金は2億2,750万5,000円、前年度と比較して2.5%の増を見込みました。内訳は、1節事務費繰入金2,380万1,000円と2節保険基盤安定繰入金2億370万4,000円となります。この保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減のための保険基盤安定分で、全額、千葉県広域連合へ納付するものでございます。

下段、3款繰越金は前年度と同額の500万円を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。

下段、4款3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は189万2,000円、20.3%の増を見込みました。増の要因は、郵送料の値上がりや手数料などの経費が増加したことに伴う受託事業費の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、保険料等の増額に伴う広域連合納付金の増、国のシステム標準化に伴う増額などにより予算総額で対前年度比2.4%の増を見込みました。

なお、令和7年度の平均被保険者数は、対前年度から266人増の1万984人を見込んでおります。

それでは、12ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は2,120万5,000円、17.6%の増を見込みました。増の要因は、説

明欄 1、後期高齢者医療一般事務費のうち13節使用料及び賃借料で、令和 7 年度に予定されております後期高齢者医療システムにおける国の標準化対応により、クラウドサービス使用料の増加によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2 項 1 目徴収費は448万8,000円、30.2%の増を見込みました。

増の要因は、説明欄 1、後期高齢者保険料徴収事務費のうち11節役務費で、物価高騰による郵送料や口座振替手数料の増加によるものでございます。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金は 8 億5,035万円、1.9%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を合わせて、千葉県広域連合へ納付するものでございます。増の要因は、被保険者の増加と保険料率の改定に係る経過措置の終了によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

下段、4 款予備費は前年と同額の500万円を見込みました。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第 5 号、令和 7 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を59億8,700万円と定めるものです。

第 2 条の債務負担行為は、後ほどご説明いたします。

第 3 条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の 2 ページから 5 ページは、歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、9 ページと10ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、11ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は13億240万3,000円で、保険料の基準額は年額 6 万6,000円、納付義務者数を 2 万490人と見込み、対前年度比3.0%の増で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.2%に当たる 1 節現年度分特別徴収保険料は収納

率100%で、11億8,118万5,000円を見込み、2節現年度分普通徴収保険料は1億1,541万5,000円、3節の過年度分普通徴収保険料は580万3,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は10億601万3,000円、対前年度比8.1%の増で、2項1目調整交付金は2億105万8,000円、対前年度比16.7%の増で、2目地域支援事業交付金は6,904万円、対前年度比2.3%の減で、それぞれ計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

3目保険者機能強化推進交付金は460万1,000円、4目介護保険保険者努力支援交付金は992万4,000円で、前年度と同額でそれぞれ計上いたしました。

3款支払基金交付金の計は15億4,649万8,000円、対前年度比9.3%の増で計上いたしました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は8億3,916万6,000円、対前年度比11.4%の増で計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

同じく4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金は3,451万9,000円、対前年度比2.3%の減で計上いたしました。

その下、6款繰入金、1項一般会計繰入金ですが、14ページをお願いいたします。計になりますが、8億9,517万9,000円で対前年度比7.8%の増で計上いたしました。

同じく6款繰入金、2項1目介護保険給付費準備基金繰入金は7,000万円で計上いたしました。

8款諸収入ですが、15ページをお願いいたします。

2項雑入の計になりますが、765万2,000円を計上いたしました。主なものは配食サービス事業利用収入となります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は2,932万6,000円、対前年度比57.1%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、地方公共団体の基幹業務システム等が活用するクラウドサービス使用料と、令和7年度と8年度で行う旭市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に係る委託料の増によるものです。

なお、計画策定支援業務委託料については、令和8年度までの2年間の業務委託契約を締

結すべく、限度額を437万1,000円の債務負担行為の設定を行うものであります。

20ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は15億8,700万2,000円、対前年度比1.1%の減で計上いたしました。

2目地域密着型介護サービス給付費は10億654万2,000円、対前年度比3.4%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護サービス事業所の開設が見込まれることによる給付費の増と利用増を見込んだことによるものです。

21ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費は23億7,501万4,000円、対前年度比26.3%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、令和6年度に特別養護老人ホームが開設したことによる給付費の増を見込んだものによるものです。

4目居宅介護福祉用具購入費は872万6,000円、対前年度比51.7%の増、5目の居宅介護住宅改修費は1,592万2,000円、対前年度比22.3%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、利用者の増などを見込んだことによるものです。

28ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は4,080万9,000円、対前年度比15.0%の減で計上いたしました。

少し飛びまして、37ページをお願いいたします。

6款諸支出金となりますが、計については次のページをお願いいたします。150万3,000円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金となります。

その下の7款予備費は、前年度同様、1,000万円を計上いたしました。

39ページから45ページまでは給与費明細書となっております。

最後のページ、46ページは、債務負担行為の令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 議案第6号から議案第8号までの補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、令和7年度旭市水道事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

旭市水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1)給水件数を2万1,804件、(2)年間給水量を641万7,590立方メートルとし、(3)1日平均給水量を1万7,582立方メートルと予定いたしました。(4)主要な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事8,580万円及び旭地域及び飯岡地域の基幹管路の耐震化工事を含む配水管布設替工事3億5,348万5,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額3億7,418万9,000円につきましては、建設改良積立金等で補填いたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条は起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として8,000万円を高料金対策に係るものとして受け入れることを記載したものでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を386万5,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものととなります。

次のページからは、水道事業会計予算に係る説明書となっております。

6ページをお願いいたします。

令和7年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1 款水道事業収益を対前年度比0.5%の減で、16億6,822万3,000円を見込んでおります。

1 項の営業収益は14億5,388万5,000円で、このうち主なものは、1 目給水収益の14億4,544万4,000円で、水道料金収入でございます。

2 項の営業外収益は2 億1,433万8,000円で、主なものは、1 目他会計補助金8,000万円で、高料金対策に要する経費として一般会計からの補助金でございます。

2 目補助金7,007万5,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉縣市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

5 目消費税及び地方消費税還付金1,102万6,000円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1 款水道事業費用は対前年度比3.1%の減で、14億9,147万6,000円を予定いたしました。

1 項の営業費用は14億5,162万8,000円で、このうち主なものは、1 目原水及び浄水費8 億9,771万9,000円は、東総広域水道企業団からの受水費です。

2 目配水及び給水費2 億5,631万3,000円は、配水及び給水設備等の維持管理費に要する費用でございます。

次の7 ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1 款資本的収入は対前年度比3.5%の減で、2 億9,599万円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1 項1 目企業債の1 億770万円は、旭配水場ポンプ施設更新工事等に関するものでございます。

2 項1 目出資金の5,770万円は、水道管路の耐震化に係る出資金を見込んでおります。

3 項1 目補助金の3,738万6,000円は、基幹管路及び重要給水管路の耐震化に係る国庫補助金を見込んでおります。

4 項1 目負担金の6,908万円は、消火栓の設置や配水管の切り回し工事に係る一般会計からの負担金を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出は、対前年度比4.4%の増で6 億7,017万9,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費6 億1,838万1,000円のうち、1 目拡張工事費は道路

改良工事に伴う配水管布設や仕切り弁等の設置工事及び個人が配水管を布設する場合の費用補助で2,043万9,000円、2目改良工事費は、旭配水場ポンプ施設更新工事、基幹管路更新事業及び重要給水管路更新事業等に係る配水管布設替工事等で、5億9,151万4,000円を予定いたしました。

次の8ページは、令和7年度旭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

9ページから11ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

12ページは、継続費に関する調書となっております。

13ページ、14ページは、令和7年度末の予定貸借対照表となっております。

15ページから17ページにつきましては、令和6年度の予定損益計算書及び令和6年度末の予定貸借対照表となっております。

次の18ページ、19ページは、注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

旭市公共下水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1)接続件数を2,257件、(2)年間有収水量を65万7,594立方メートルとし、(3)1日平均有収水量を1,802立方メートルと予定いたしました。(4)主要な建設改良事業に処理場設備更新工事4,545万2,000円、ポンプ場設備更新工事358万2,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億1,682万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、水処理施設送風機設備更新事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3 ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から公共下水道事業会計へ運営のための補助金として2億3,772万4,000円を受けることを記載したものでございます。

第11条は、繰越利益剰余金のうち8,434万6,000円について、企業債償還のための減債積立金に積み立てることにより、処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

5 ページをお願いいたします。

令和7年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに収入でございますが、1款下水道事業収益を対前年度比0.2%の増で、5億9,182万1,000円を見込んでおります。

1項の営業収益は1億2,490万8,000円で、このうち主なものは1目下水道使用料で、1億2,476万4,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億6,691万3,000円で、主なものは、1目他会計負担金1億1,409万8,000円で、高資本費対策経費など総務省の定めた基準にのっとり、一般会計から繰り入れるものでございます。

3目他会計補助金1億6,301万4,000円で、減価償却費や支払利息など、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は、対前年度比4.6%の減で5億5,550万8,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は5億1,050万円で、このうち主なものは、2目処理場費の1億9,894万5,000円を予定いたしました。

2項の営業外費用は4,192万7,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の3,186万2,000円を予定いたしました。

次の6ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比13.5%の減で2億3,350万8,000円を見込んでおります。主

な内訳といたしまして、1項1目企業債の1億1,030万円は、資本費の平準化や設備更新のために借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金の4,817万8,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3項1目他会計補助金の7,471万円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比7.6%の減で3億5,033万2,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1項建設改良費6,957万3,000円のうち、2目固定資産取得費は水処理施設送風機設備等の更新で、6,393万3,000円を予定しております。

次の7ページは、令和7年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

11ページは継続費に関する調書となっております。

12ページから13ページまでにつきましては、令和7年度末の予定貸借対照表となっております。

14ページから16ページにつきましては、令和6年度の予定損益計算書及び令和6年度末の予定貸借対照表となっております。

次の17ページから18ページは、注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

旭市農業集落排水事業会計予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1)接続件数を424件、(2)年間有収水量を12万4,163立方メートルとし、(3)1日平均有収水量を340立方メートルと予定いたしました。(4)主要な建設改良事業は、処理場設備更新工事540万1,000円及びポンプ場設備更新工事1,644万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2 ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額2,075万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3 ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から農業集落排水事業会計へ、運営のための補助金として3,331万8,000円を受けることを記載したものでございます。

第10条は、繰越利益剰余金のうち1,622万6,000円について、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることにより、処分することを定めるものでございます。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

5 ページをお願いいたします。

令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに収入でございますが、1 款下水道事業収益を対前年度比1.4%の増で9,089万1,000円を見込んでおります。

1 項の営業収益は1,709万4,000円で、全て下水道使用料でございます。

2 項の営業外収益は7,379万7,000円で、主なものは1 目他会計負担金1,036万2,000円で、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰り入れするものと、2 目他会計補助金3,004万9,000円で、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1 款下水道事業費用は、対前年度比7.3%の減で7,834万9,000円を予定いたしました。

1 項の営業費用は7,462万2,000円で、このうち主なものは、2 目処理場費の2,235万6,000円を予定しました。

2 項の営業外費用は272万7,000円で、このうち主なものは、1 目支払利息及び企業債取扱諸費の154万1,000円を予定しました。

次の6ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は対前年度比46.2%の減で、2,370万9,000円を見込んでおります。主な内訳としまして、1項1目企業債の870万円は設備更新のために借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金の1,132万円は、総務省の定めた基準にのっとりた一般会計からの繰入金でございます。

3項1目他会計補助金は326万9,000円で、総務省の定めた基準以外で、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比31.6%の減で4,446万7,000円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費2,184万1,000円のうち、1目改良工事費は、琴田地区及び江ヶ崎地区のマンホールポンプ場のポンプ等更新費用で1,644万円、2目固定資産取得費は、粗目スクリーンの更新などで540万1,000円を予定しております。

次の7ページは、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

11ページから12ページにつきましては、令和7年度末の予定貸借対照表となっております。

13ページから15ページまでにつきましては、令和6年度の予定損益計算書及び令和6年度末の予定貸借対照表となります。

次の16ページは、注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 池田勝紀 登壇)

○財政課長（池田勝紀） 議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5億5,900万円を追加し、予算の総額を353億9,300万円とするものです。

第2条は繰越明許費の追加を行うもので、第3条は地方債の追加及び変更を行うものです。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正です。

今回の補正は、15事業について繰越明許費の追加を行うものです。事業ごとに内容を申し上げます。

2款1項総務管理費の物価高騰対策家計応援商品券配付事業2億4,386万4,000円は、今回補正計上している事業です。事業実施は令和7年度であります。国の交付金が令和6年度で措置されることから、令和6年度に予算計上し、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費1,455万7,000円は、こちらも今回補正計上している事業です。事業実施は令和7年度であります。国の補助金が令和6年度で措置されることから、令和6年度に予算計上し、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、6款1項農業費の農業水利施設改修事業658万1,000円は、玉浦川の排水路改修工事後の家屋事後調査について、調査期間が不足することや、新発田川地区負担金について、電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、事業主体の干潟土地改良区が繰越しすることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業1,400万円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金について、事業主体の千葉県が繰越しすることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、道路新設改良事業6,961万9,000円は、三川地区の道路改良工事において、上水道の工事と同調施工するに当たり工程を変更したことや、西足洗地区の排水整備工事において、工事隣接地の家屋事前調査に当たり、日程調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、冠水対策排水整備事業 1 億1,712万5,000円は、ハ地区の排水路整備工事において、隣接商業施設の車両出入りや歩行者の安全を考慮し、施工区間を細分化したことにより、施工日数が増加したため、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業9,041万3,000円は、排水路整備工事において、隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業 2 億1,773万3,000円は、電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、排水路整備工事や道路改良工事などの年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、南堀之内バイパス整備事業 2 億4,445万9,000円は、道路改良工事において、埋蔵文化財の調査や交差点協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業3,380万円は、旧谷丁場橋の修繕工事において、設計違算に伴う契約解除により、適正な工期が確保できなくなったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、9 款 1 項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業888万2,000円は、千葉県防災行政無線再整備に係る県への負担金について、工事に使用する電源ケーブルの新規受注の停止に伴い、令和 6 年度の工事完了が困難となったため、県からの負担金請求が令和 7 年度になったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、10 款 1 項教育総務費の教育の情報化推進事業5,988万8,000円は、今回補正計上している事業です。小・中学校の校内ネットワーク設備改修工事について、国の補助金が令和 6 年度で前倒し採択されたため、令和 6 年度に予算計上しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、2 項小学校費の小学校施設改修事業984万5,000円は、今回補正計上している事業です。中央小学校の空調設備改修工事について、国の補助金が令和 6 年度で前倒し採択されたため、令和 6 年度に予算計上しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、4 項社会教育費のいいおかユートピアセンター管理費1,864万9,000円は、ユートピアセンターの電気設備の更新について、更新予定の発電機に係る資材の調達に不測の日

数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金3,640万円は、水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を工事の平準化のために繰り越すことから、出資金も次年度へ繰越しするものとなります。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正です。今回の補正は追加と変更です。

まず、追加の公立学校情報機器整備事業は、先ほど繰越明許費で説明しました教育の情報化推進事業における小・中学校の校内ネットワーク設備改修工事に係る起債を追加するもので、限度額は4,310万円でございます。

続きまして、変更は2事業ございまして、一つ目の小学校施設改修事業は、こちらも先ほど繰越明許費で説明しました、小学校施設改修事業における中央小学校の空調設備改修工事に係る起債で、限度額を1,800万円から770万円増額し、2,570万円とするものです。

二つ目の臨時財政対策債は、限度額を当初予算額5,000万円から1,170万円増額し、発行可能額の6,170万円とするものです。

11ページをお願いします。

歳入について説明します。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10款1項1目地方交付税3億36万2,000円の増は、右側になります説明欄1、普通交付税によるものです。普通交付税につきまして、追加交付がございましたので、その分を今回計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金2億1,072万1,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,455万7,000円と説明欄2、地域公共交通確保維持改善事業費補助金933万2,000円、説明欄3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,683万2,000円によるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は戸籍事務費に係る国の補助金で、地域公共交通確保維持改善事業費補助金はコミュニティバス等運行事業とデマンド交通運行事業に係る国の補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は物価高騰対策家計応援商品券配付事業に係る国の交付金となります。

2目民生費国庫補助金5,589万5,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付交付金によるもので、認定こども園等施設型給付事業と民間認可保育所運営費給付事業に係

る国の交付金になります。

6目教育費国庫補助金1,866万6,000円の増は、1節教育総務費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金1,654万1,000円と2節小学校費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金212万5,000円によるもので、教育の情報化推進事業と小学校施設改修事業に係る国の交付金になります。

15款1項1目民生費県負担金1,613万8,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金によるもので、認定こども園等施設型給付事業と民間認可保育所運営費給付事業に係る県の負担金になります。

12ページをお願いします。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金6,929万4,000円の増は、令和5年度の一般会計から介護会計への繰出金について、令和5年度分の精算により返還となったことから繰入れするものです。

2項1目財政調整基金繰入金2億3,160万8,000円の減は、普通交付税の追加交付などにより、一般財源の歳入が多くあることから、財政調整基金からの繰入れを減額するものです。

4目地域振興基金繰入金5,703万2,000円の増は、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用する物価高騰対策家計応援商品券配付事業について、交付金で不足する分に地域振興基金を活用するものです。

21款市債については、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費1億803万円の増は、説明欄1、減債基金積立金によるものです。減債基金積立金は、普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された分を積み立てるものです。

10目地域振興費1,189万円の増は、説明欄1、コミュニティバス等運行事業918万4,000円と説明欄2、デマンド交通運行事業270万6,000円によるもので、国庫補助金の交付先が事業者から市に変更となったことなどから、事業者に対する助成金や委託料が不足するため、それぞれ増額するものです。

11目諸費2億4,386万4,000円の増は、説明欄1、物価高騰対策家計応援商品券配付事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、国の物価高騰対策の3万円の給付金を受けた世帯を除いた世帯に対しまして、世帯当たり1万円の商品券を配付

するものです。

15ページをお願いします。

中段になります。3項1目戸籍住民基本台帳費1,455万7,000円の増は、説明欄1、戸籍事務費によるもので、戸籍の振り仮名が制度化されることに伴う通知やシステム改修等に係る費用です。

3款3項1目児童福祉総務費1,407万5,000円の増は、説明欄1、認定こども園等施設型給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が当初の見込みより大幅に増額改定となったことから、給付費の増額を行うものです。

16ページをお願いします。

6目保育所費5,772万円の増は、説明欄1、民間認可保育所運営費給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が当初の見込みより大幅に増額改定となったことから、給付費の増額を行うものです。

4款1項1目保健衛生総務費2,808万9,000円の増は、説明欄1、旭中央病院負担金によるもので、交付税のうち旭中央病院分として算定される項目で増額があったため、旭中央病院への負担金について増額するものです。

10款1項2目事務局費5,988万8,000円の増は、説明欄1、教育の情報化推進事業によるもので、国の交付金事業で追加採択されたことから、市内の中学校及び二つの小学校において、校内ネットワーク設備を改修する工事等の費用を増額するものです。

17ページをお願いします。

中段になります。2項1目学校管理費984万5,000円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業によるもので、国の交付金事業で追加採択されたことから、中央小学校の空調設備改修工事の費用を増額するものです。

5項3目学校給食費1,104万2,000円の増は、説明欄1、第一学校給食センター運営費583万5,000円と説明欄2、第二学校給食センター運営費520万7,000円によるもので、食材費の値上がりに伴い不足する賄材料費を増額するものです。

歳出の説明は以上となります。

22ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、6年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は6,250万円の増で、内容については、先ほど第3表地方債補正で説明

したとおりでございます。表の一番右下、今回の補正額を含めた令和6年度末の現在高見込額は289億9,324万4,000円となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,300万円とするものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは、事項別明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、9ページ以降でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

5款財産収入、1項1目介護保険給付費準備基金利子48万2,000円は、基金積立金の利率の変更により増額となったため計上するものであります。

7款繰越金ですが、今回の補正財源として2億3,589万3,000円を計上するものであります。

8款諸収入ですが、2項1目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金62万5,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2款1項3目施設介護サービス給付費は6,000万円を追加し、19億4,091万7,000円とするもので、施設介護サービスの利用増による給付費増のため計上するものであります。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には6,154万1,000円を追加し、6,156万5,000円といたしました。これは基金運用利息と剰余金を積み立てるものであります。

6款1項2目償還金は1億1,545万9,000円を追加し、1億2,746万3,000円とするもので、介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものであります。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号、議案第14号から議案第18号までと議案第28号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 議案第11号、議案第12号、議案第14号から議案第18号及び議案第28号の8議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例を一括して改正するものです。

議案の2ページをお願いいたします。

第1条として、旭市議会の個人情報の保護に関する条例、旭市個人情報保護法施行条例、旭市環境保全条例、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正は、いずれも刑法等の改正により、「懲役」が「拘禁刑」に改められたことにより、同様の改正をするものでございます。

第2条として、旭市一般職の職員の給与に関する条例、旭市消防団条例の改正は、いずれも刑法等の改正により、「禁錮」が「拘禁刑」に改められたことにより、同様の改正をするものでございます。

次の附則では、それぞれ施行期日と経過措置について定めるものです。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、旭市犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。

第1条は、条例の目的について規定するものです。

第2条は、条例において使用する用語の定義について規定するものです。

第3条は、基本理念について規定するものです。

第4条は、市の責務について規定するものでありまして、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し及び実施するものとするものです。

第5条、第6条は、市民等及び事業者の責務について規定するものでありまして、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとするものです。

第7条は、相談及び情報の提供等について規定するものでありまして、市は犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとするものです。

第8条は、市民等及び事業者の理解の推進について規定するものです。

第9条は、民間支援団体等への支援について規定するものです。

第10条は、見舞金の支給について規定するものでありまして、市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者又はその遺族に対し見舞金を支給するものです。

第11条は、転居費用の助成について規定するものでありまして、市は、第10条の規定による見舞金の支給を受けることができる者のうち、当該犯罪行為の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった者に対し、当該転居に要した費用の一部を助成するものです。

第12条は、支援を行わないことができる場合について規定するものでありまして、市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとするものでございます。

第13条は、委任について規定するものです。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターを設置するため、令和7年4月1日に「こども家庭課」を新設するものです。こども家庭センターは、令和6年4月1日施行の児童福祉法及び母子保健法の改正により、市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたものであります。こども家庭センターは、妊産婦、子ども、子育て世帯を長期にわたって一体的に相談支援していく機能を担うこととなり、国の示す設置要件を満たし、効率的・効果的な運営を実現するため、新たな組織を設置するものとしたところでございます。

資料のほうですが、新旧対照表をお願いしたいと思います。

新旧対照表のほうの 8 ページをお願いしたいと思います。

改正の内容につきましては、同条例の別表に課の名称及び主な事務分掌を加えるというものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号から議案第18号及び議案第28号については、令和 6 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告並びに関係法令の改正に基づく人事関連条例の改正でありますので、一括して補足説明を申し上げます。

まず、議案第15号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新旧対照表のほうの 9 ページをお願いいたします。

こちらは人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正するもので、本条例における特定任期付職員とは、弁護士などといった高度の専門的な知識経験を有する職員で、現在本市においてはこのような任用はしておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第 7 条第 4 項において、特定任期付職員業績手当を廃止し、第 8 条において、適用除外とされていた勤勉手当に係る給与条例第27条を削除することにより、新たに勤勉手当を支給できるようにするもので、第 8 条第 2 項において、現行の期末手当の支給率を「100分の172.5」から「100分の95」に改め、勤勉手当の支給率を「100分の87.5」とするものでございます。

次に、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

議案第16号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

こちらは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い改正するもので、第 9 条第 1 項において、時間外勤務の免除の対象となる養育する子の範囲を、現行の 3 歳未満から小学校就学前の始期に範囲を拡大するものでございます。

また、仕事と介護の両立支援を利用しやすい勤務環境を整備するために必要な事項を第18条の 2 及び第18条の 3 に新たに追加するものです。

続きまして、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

議案第17号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、第10条第3項において、職員に支給される扶養手当について、配偶者については現行6,500円支給しているものを廃止とし、子1人当たりの支給額を現行の1万円から1万3,000円とするものです。

次に、第12条の地域手当についてですが、当市は現在、支給地域ではありませんが、今回の人事院勧告により、支給割合が4%の地域とされました。令和7年度については、激変緩和措置として、2%を支給するものでございます。

次に、第20条の管理職員特別勤務手当について、これは管理職が深夜に災害等で緊急に出勤した場合などに支払われる手当で、次のページになりますが、この手当の対象となる時間の始期を現行の午前零時から午後10時に拡大するものでございます。

次に、第37条ですが、定年前再任用職員等にも住居手当が支給できるように改正するものでございます。

次に、別表第1の給料表の改定ですが、今回3級以上の職員、役職で言うと副主査以上になりますが、例えば3級でしたら、給料表の1号給から5号給までを一つにまとめることで、1号給の月額を引き上げるというものでございます。

なお、各級によって、まとめる号給の範囲は異なりますが、本市において今回の改正によってまとめられる号給に該当する職員はおりませんので、実質的な影響はないこととなります。

続きまして、新旧対照表の17ページをお願いいたします。

議案第18号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

これは一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員においても一般職と同様に地域手当を支給するため、必要となる条項を改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の29ページをお願いいたします。

議案第28号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

こちらは国において地方公務員法の一部改正がされたことに伴い、改正箇所を準用している条例に項ずれが生じたため、関係する条例を改正するものでございます。

改正する条例は、29ページの旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、次のページになりますが、30ページの旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、次の31ページの旭市職員の育児休業等に関する条例の3条例で、改正内容は、いずれも附則の経過措置におい

て、項ずれが生じないように同様の改正を行うものでございます。

以上で議案第11号、議案第12号、議案第14号から議案第18号及び議案第28号の8議案の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 向後 稔 登壇）

○教育総務課長（向後 稔） 議案第13号、旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、学校給食法の規定に基づき、本市における給食の実施及び学校給食費の管理に関して必要な事項を定めるものです。

学校給食費につきましては、これまで段階的に無償化を進めてまいりましたが、子育て世帯への一層の経済的支援の充実のため、市内小・中学校の児童・生徒の学校給食費の完全無償化を実施することとし、この際、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する諸規程を整理し、より明確にするため制定するものです。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。

第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は学校給食の実施、第4条は学校給食費の徴収及び納付について規定するものです。

第5条は、学校給食費の減免についてでありまして、「市長は、第2条第3号に規定する保護者に係る学校給食費を免除する。」と規定し、市内小・中学校の児童・生徒の学校給食費を完全無償化とするものです。

3ページをお願いします。

第6条は、委任規定です。

なお、附則の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用するものであります。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 榎澤 茂 登壇）

○税務課長（榎澤 茂） 議案第19号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の18ページをお願いいたします。

昨年3月の税制改正において、地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた第2条及び第23条を改正するものです。

参考までに申し上げますと、現在、県内市町村の54団体中、8割を超える45団体が昨年の税制改正に合わせて既に課税限度額の引上げを行っております。本市においても、1年遅れとなりますが、令和7年度課税分から課税限度額を引き上げるものでございます。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第20号から議案第22号までについて、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第20号から議案第22号の3議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第20号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例で施設等の運営基準を定める際に、従うべき基準として、国が定める基準府令が改正となったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可を受けた事業者は現在旭市にはありません。

主な改正内容は、保育所等との連携に関する基準の緩和や経過措置期間の見直し、食事の提供に関する要件の追加になります。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の19ページをお願いいたします。

第6条は、家庭的保育事業者等と保育所等との連携に係る規定で、居宅訪問型保育事業を除いた家庭的保育事業者等は、保育所等を連携施設として確保することとされていますが、連携施設の実施要件のうち、利用乳幼児に対する集団保育の機会の提供などの保育内容支援と、家庭的保育事業者が保育の提供ができない場合の代替保育について、連携施設の確保が著しく困難な場合の特例として、連携施設の実施基準や確保要件を緩和するものです。

保育内容支援については、保育所等の連携施設の確保が著しく困難な場合には、小規模保育事業者や事業所内保育事業者を連携施設として認め、代替保育については、連携施設の確

保が著しく困難と認める場合には、連携施設の確保を不要とすることができるものです。

20ページをお願いいたします。

第16条は、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例についての規定で、利用乳幼児に対する食事を外部から搬入して提供する場合に、栄養士による指導体制や必要な配慮が求められています。栄養士法の改正により、栄養士免許を取得しなくても、管理栄養士になることが可能となったため、その資格要件に「管理栄養士」を加えるものです。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置の規定で、家庭的保育事業者等は連携施設の確保が著しく困難と市長が認める場合には、連携施設を確保しなくてもよいとする経過措置の期間を10年としているものを15年に延長するものです。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例で施設等の運営基準を定める際に、従うべき基準として、国が定める基準府令が改正となったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の確認を受けた事業者は現在旭市にはございません。

主な改正内容は、保育所等との連携に関する基準の緩和や経過措置期間の見直し、その他の所要の改正となります。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の21ページをお願いいたします。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員を定める規定ですが、このうち小規模保育事業について、後段の条文に表記する小規模保育事業についても同様とする旨、表記を追加するものです。

第42条は、特定地域型保育事業者と保育所等との連携に係る規定で、居宅訪問型保育事業を除く特定地域型保育事業者は、保育所等を連携施設として確保することとされていますが、連携施設の実施要件のうち、利用乳幼児に対する集団保育の機会の提供などの保育内容支援と、特定地域型保育事業者が保育の提供ができない場合の代替保育について、連携施設の確保が著しく困難な場合の特例として、連携施設の実施基準や確保要件を緩和するものです。

こちらは先ほどの家庭的保育事業と同様の改正内容になります。

新旧対照表の22ページをお願いいたします。

附則第4条は、連携施設に関する経過措置の規定で、特定地域型保育事業者は連携施設の確保が著しく困難と市長が認める場合には、連携施設を確保しなくてもよいとする経過措置の期間を5年としているものを15年に延長するものです。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在市内24か所に設置されている児童遊園のうち、旭市井戸野2389番地の井戸野児童遊園、旭市後草2034番地9の広原仲児童遊園及び旭市飯岡1966番地22の並木町児童遊園の3施設については、遊具等の老朽化による撤去や利用児童数が減少していること、また地元区長から廃止の要望もあったことから、総合的に判断し、これらを廃止するものです。

新旧対照表23ページをご覧ください。

本条例第2条の表中から、これら3か所の児童遊園の項目を削除するものです。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第23号から議案第25号までについて、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第23号から議案第25号の3議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第23号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明

を申し上げます。

本議案は、令和3年度の介護保険制度改正により、要介護認定の認定有効期間が最長48か月まで延長されたことに伴い、介護認定申請件数の増加が抑えられていること、また医療・保健・福祉に関する学識経験者で構成する介護認定審査会委員の人材を確保し、円滑な運営を図ることができるよう、委員の定数に幅を持たせた表現とするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の24ページをお願いいたします。

第2条の旭市介護認定審査会の委員の定数を、「25人」を「25人以内」に改めるものであります。

なお、この条例の施行日は令和7年4月1日とするものであります。

以上で議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正点についてご説明いたします。

新旧対照表25ページをお願いします。

第15条第1項中の地域包括支援センター運営協議会の定義規定について、介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」から「第140条の66第1号イ」に引用箇所を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日からとなります。

以上で議案第24号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の26ページをお願いいたします。

第3条第2項中の地域包括支援センター運営協議会の定義規定について、介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」から「第140条の66第1号イ」に引用箇所を改めるものであります。

第4条は、地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難になっている状況を踏まえ、これを緩和する改正を行うものとなります。

同条第1項については、一つのセンターが担当する区域における第1号被保険者の数、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により、配置基準を満たすものとするものです。

同条第2項については、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンター全体で必要な職員が配置されていれば、個々のセンターには必ずしも3職種全てを配置しなくてもよいこととするものであります。

ただし、この場合においては、質の担保の観点から、一つのセンターには3職種のうち、いずれか2人以上の常勤の職員を配置しなければならないこととするものです。

なお、この条例の施行日は公布の日からとなります。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 大八木利武 登壇）

○商工観光課長（大八木利武） 議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、市内において一定規模の設備投資を行った者に対して奨励措置を講じ、もって市の産業振興及び雇用の促進に寄与することを目的とするものです。

今回の改正では、奨励措置のうち、土地に関する固定資産税の課税免除について、対象要件の緩和や課税免除の期間の見直し、またそれに伴う所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表の27ページをお願いいたします。

初めに、第2条第5号の投下固定資産額については、土地における課税免除の申請や投下固定資産額の算入を施設取得、建物の竣工と同じ時期に行うこととするため、改正案のとおり、「ただし、土地については、当該土地をその敷地とする対象施設を取得した年を対象期間とする投下固定資産額に算入する。」という文言を加えるものです。

次に、第5条第1項の固定資産税の課税免除については、課税免除の対象を明確化するための文言整理及び土地の課税免除の要件について、これまでは土地の取得の翌日から「1年以内」に対象施設の建設となっていたものを「5年以内」へと改正するものです。

また、同じく第5条第1項、後段の土地における課税免除の時期については、現行では土地取得の翌年、最初に課税される年から5年間としていたものを、施設を取得後、建物竣工後の翌年から5年間、課税免除を行うように改正するものです。

次に、第5条第2項については、本条例と旧干潟地域を対象とする過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例が同時に適用となる場合において、両条例での課税免除期間を通算で5年となるよう改正するものです。

なお、本条例は公布の日から施行するもので、改正後の規定につきましては、令和7年1月1日以後に取得した土地について適用し、令和6年12月末までに取得した土地については、改正前の条例を適用するものです。

以上で議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、西野住宅の戸数を「47戸」から「42戸」へ、池の端住宅の戸数を「47戸」から「42戸」へ改めるものです。

西野住宅及び池の端住宅は、共に昭和40年代に建築され、築後50年以上が経過し、耐用年数を超過していることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面でも支障を来している状況にあります。

このような状況を受け、西野住宅、池の端住宅につきましては、共に新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回は西野住宅5戸、池の端住宅5戸の計10戸について用途廃止を行うものです。

なお、本条例の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日です。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、社会福祉課副課長、登壇してください。

（社会福祉課副課長 飯嶋一男 登壇）

○社会福祉課副課長（飯嶋一男） 議案第29号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

2 ページ目をお開きください。

去る令和 5 年 5 月 18 日、社会福祉課の会計年度任用職員が給油のため、市の公用車を運転し、給油所内へ入ろうとしたところ、給油口が反対側であることに気づき、給油場所を変更するため後退したところ、後方に停車していた車両に気づかず、相手の車両前部に衝突した際に発生した損害に対し、相手方と交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額478万666 円を支払うべく、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償につきましては、全額が保険金により支払われますことをご報告いたします。

以上で議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課副課長の補足説明は終わりました。

議案第30号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 齊藤孝一 登壇）

○建設課長（齊藤孝一） 議案第30号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を申し上げます。

議案の 2 ページになります。

認定については、認定路線調書の 5 路線です。

整理番号 1 番と整理番号 3 番、4 番、5 番の 4 路線の認定箇所については、4 ページをお願いします。

認定箇所は、赤色で記載のとおりです。

干潟地域、秋田地先の豊和地区での経営体育成基盤整備事業が完了見込みとなったことから、4 路線を認定するものであります。

なお、位置図については、基盤整備前の区画図となっております。

2 ページに戻っていただき、整理番号 2 番の認定箇所については、5 ページに記載のとおり

りです。

この路線は、旭地域鎌数地先の宅地造成により帰属された路線を認定するものであります。

議案の3ページに戻っていただきます。

廃止については、廃止路線調書の5路線です。

廃止箇所については、4ページをお願いします。

廃止箇所は、黒線で記載のとおりです。

先ほどの認定で説明しました豊和地区での経営体育成基盤整備事業に伴い、道路形態がなくなった5路線を廃止するものであります。

次に、議案の6ページになります。

変更については、変更路線調書の2路線です。

整理番号1番の変更箇所については、7ページに記載のとおりです。

銚子連絡道路整備に伴い、インターチェンジに接続する都市計画道路谷丁場遊正線延伸整備のため、終点を変更するものであります。

整理番号2番については、8ページに記載のとおりです。

これにつきましては、先ほど市道認定、廃止にありました豊和地区での経営体育成基盤整備事業に伴い、終点を変更するものであります。

以上で議案第30号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第32号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第31号及び議案第32号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和7年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第31号で推薦したい方は、旭市ハにお住まいの佐瀬史恵氏、昭和36年生まれの方です。

佐瀬史恵氏は、長年にわたり小学校の教員として、子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題や特別支援教育について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

次に、議案第32号で推薦したい方は、旭市三川にお住まいの伊東秀貴氏、昭和37年生まれの方です。

伊東秀貴氏は、長年にわたり市消防職員として、火災をはじめとした災害の防除活動に従事し、公共の福祉の増進に努められた方です。清廉潔白な人柄で、責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による、委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

また、委員の任期は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

以上で議案第31号及び議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第33号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和6年度旭市一般会計補正予算（第6号）です。

この補正予算は、国の地方創生臨時交付金で実施する低所得者支援としての給付金給付事業について、早急に対応する必要があったことから、1月24日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,100万円を追加し、予算の総額を348億3,400万円としたものであります。

第2条の繰越明許費につきましては、この後、説明いたします。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。

3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業1億9,100万円は、今回の補正予算で計上した事業でございます。こちらは給付スケジュールにおいて、申請受付から給付金給付までの手続を全て年度内に完了することが困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

9ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項1目総務費国庫補助金1億9,100万円の増は、右側、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。こちらは住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

10ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費1億9,100万円の増は、説明欄の1、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業の増で、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、住民税非課税世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯に対しては、子ども1人当たり2万円を加算して、給付金を給付する費用になります。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

---

## ◎日程第8 予算審査特別委員会設置

○議長（飯嶋正利） 日程第8、予算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、新年度予算の議案であります。

正副議長を除く18人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

---

## ◎日程第9 予算審査特別委員会委員の選任

○議長（飯嶋正利） 日程第9、予算審査特別委員会委員の選任。

予算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたします。

委員は、配付してあります名簿のとおり18名を指名いたします。

この後、予算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時53分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に宮澤芳雄議員、副委員長に宮内保議員。

以上であります。

---

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は3月4日の定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時53分